

亀山市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定納付受託者の名称、主たる事務所の所在地及び指定をした日

名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	令和4年3月29日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス	令和4年3月29日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号	令和4年3月29日
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	令和4年3月29日
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号	令和4年3月30日

2 指定納付受託者に納付させる歳入

亀山市ふるさと納税の寄附金

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで